容補正係数にあつては、〇・九七七に満たないときは、〇・九七七とし、「こども子育て費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九一〇に満たないときは、〇・九一〇）とする。	係数にあつては、〇・九一六に満たないときは、〇・九一六）とする。
［一・一一　略］	［一・一一　同上］
15 17 ［略］	14 16 ［同上］
18 市町村の「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	17 市町村の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
算式	算式
$\frac{B+C+D+E}{4{,}420\text{円}\times A}$	$\frac{B+C+D+E}{5{,}710\text{円}\times A}$
4,420円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	5,710円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号	算式の符号
［略］	［同左］
B　次の算式によつて算定した額	B　次の算式によつて算定した額
算式	算式
6,381千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}	6,325千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}
（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号	算式の符号
［略］	［同左］
b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式	算式
（$\alpha-1$）×0.901＋1	（$\alpha-1$）×0.895＋1
算式の符号	算式の符号
α　前年度の5月1日現在において、当該指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該指定都市立の小中学校等」という。）について義務教育費国庫負担法第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。）第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市立の小中学校等における限度政令第1条第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校等」とい	α　前年度の5月1日現在において、当該指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該指定都市立の小中学校等」という。）について義務教育費国庫負担法第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。）第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第2項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市立の小中学校等における限度政令第1条第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校